

⑯いじめ防止基本方針・その取組・組織

2024年度 町田市立大蔵小学校 学校いじめ防止基本方針【概要】

いじめ防止基本方針策定の目的

いじめ問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の1つである。「いじめ防止対策推進法」及び「町田市いじめ防止基本方針（2022年3月改定）」を受け、以下のように、本校の「学校いじめ防止基本方針」を定める。

本校におけるいじめの問題を克服し、児童の尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法等に基づき関係機関が相互に連携し、いじめの防止等のための対策や発生時の対応を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

いじめの『定義』

いじめとは、当該児童に対して、当該児童と一定の関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じておこなわれるものを含む）であって、当該行為の対象となつた児童が心身に苦痛を感じているものをいう。

いじめが与える『影響』

- 教育を受ける権利の著しい侵害
 - 心の健全な成長及び人格の形成への重大な影響
 - 心に残す深い傷
- ⇒いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童はいじめを行ってはならない。

いじめ問題に対する『基本理念』

いじめは、どの学校でもどの学級でも起こり得るという認識の下、常に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合は速やかに解決する必要がある。とりわけ、児童の尊い命が失われることは決してあってはならず、被害拡大防止のため早期発見・早期対応を基本として取り組みを講じることが必要である。

基本方針1 未然防止

あたたかさを「育む」 いじめを「防ぐ」

(1) 人権教育・心の教育の充実を図るためのカリキュラム・マネジメント

- ☆人権意識を高める横断的・系統的カリキュラムの活用
- ☆「人権教育プログラム」を活用した授業実践
- ☆「いじめ防止教育プログラム」を活用した授業実践・教職員研修（年3回）

(2) “みんなでなかよし” 児童主体の活動

- ☆縦割りあいさつ運動
- ☆異学年交流「大蔵の輪」

(3) 『ふれあい月間（6月、11月）』による重点的取組

- ☆人権標語作り
- ☆SNS 大蔵ルールの作成・見直し（代表委員会・各クラス）

いじめ問題に対する具体的取組

基本方針2 早期発見・早期対応 「気付く」

(1) 実態調査と情報共有（月1回）

「心のアンケート」の実施※全児童対象



定例いじめ対策委員会における情報共有

(2) 教育相談の充実

- ①相談体制の充実・気軽に相談できる雰囲気づくり
- ②相談窓口の紹介（「いじめ対応マニュアル（改訂版）」）
- ③スクールサインとその利用方法の周知・徹底

基本方針3 重大事態対応 「守る」

(1) いじめ対策委員会における協議と対応

原因の究明と今後に向けての対策について

(2) 保護者への連絡

発生した重大事態に対する誠意ある対応・丁寧な説明
緊急保護者会での組織的対応説明

(3) 関係機関との連携・協力

- ①いじめ対応サポートチーム（指導課）
- ②スクールソーシャルワーカー（教育センター）
- ③保護司、民生・児童委員
- ④町田・南大沢警察署、ハ王子少年センター、児童相談所
- ⑤学校サポートチーム

【学校におけるいじめ防止等に関する取組について】

基本方針1 あたたかさを「育む」 いじめを「防ぐ」

(1) 人権教育の充実

いじめは、相手の人権を侵害する行為であり、決して許されるものではないことを子どもたちに理解させる。また、子どもたちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

- ① 「人権教育プログラム（学校教育編）」の活用
- ② 「いじめ防止教育プログラム」の活用
- ③ 「特別の教科 道徳」教科書の活用
- ④ 「東京都道徳教育教材集」の活用

(2) 心の教育の推進

他人を思いやる心や人権意識を高め、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てるために、学校・家庭・地域ぐるみの心の教育を推進する。

道徳の授業では、子どもたちの実態に合わせて、心情を揺さぶる教材や資料を工夫し、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れさせ、自分自身の生活や行動を省みるようにさせる。

- ① 道徳授業地区公開講座の充実（1学期）
- ② 小中一貫町田っ子カリキュラム（規範教育）の推進
- ③ 「特別の教科 道徳」教科書の活用
- ④ 「東京都道徳教育教材集」の活用

基本方針2 いじめに「気付く」

行為を受けた子どもが心身の苦痛を感じている場合は「いじめ」に該当するという「いじめ」の定義に基づき、確実にいじめを認知していく。全ての教職員が「いじめ」の定義を正しく理解し、一人一人の鋭敏な感覚により、どんな軽微ないじめをも見逃さないようにする。そのため、一人一人の教職員が、気付いた全ての「いじめやいじめの疑いのある状況」を迅速に「学校いじめ対策委員会」に報告する。「学校いじめ対策委員会」は、役割分担を行い、事案の詳細を確認するとともに、報告された状況について、「いじめの定義」を踏まえて、いじめであるかどうかを判断する。尚、法令上はいじめとされるが、軽微と見られるいじめについては、学級担任が対応後に報告することも考えられる。

(1) 実態把握

- ① 「心のアンケート」の実施・結果の活用
- ② 「いじめ対応マニュアル（改訂版）『守る』『気付く』『防ぐ』」
「4 いじめに『気付く』チェックリスト
子どものサイン・変化を見付けましょう」の活用
- ③ 「人権教育プログラム（学校教育編）」
III人権教育の効果的な推進のための参考
資料の活用 4 人権侵害である「いじめ」を許さない

(2) 教育相談

- ① 相談体制の充実・気軽に相談できる雰囲気づくり
- ② 相談窓口の紹介
（「いじめ対応マニュアル（改訂版）『守る』『気付く』『防ぐ』』
「7 主な相談窓口・専門機関等」参照）
- ③ スクールサインとその利用方法の周知・徹底

基本方針3 いじめから「守る」

(1) 早期対応・いじめ発見時

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめられている子どもの悩みや苦しみを取り除くことを最優先に迅速な指導を行う。解決に向けては、学年及び学校全体で組織的に対応する。

また、いじめの再発を防止するため、継続的に見守る。

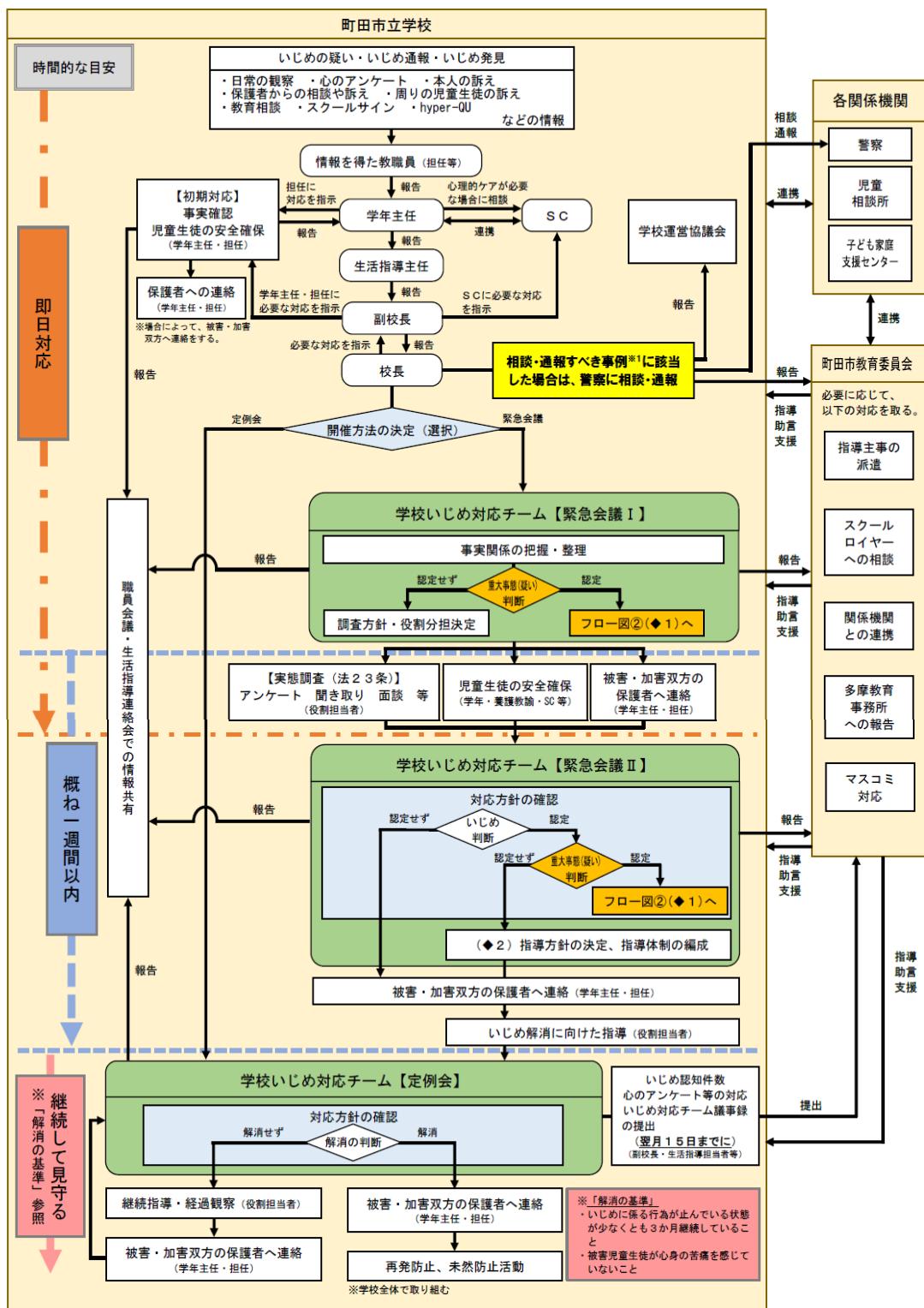
(2) 関係諸機関との連携

学校だけで解決が困難な事案については、教育委員会や警察、地域等の関係諸機関と連携する。（「いじめ対応マニュアル（改訂版）『守る』『気付く』『防ぐ』」

「6 関係諸機関との連携」参照）

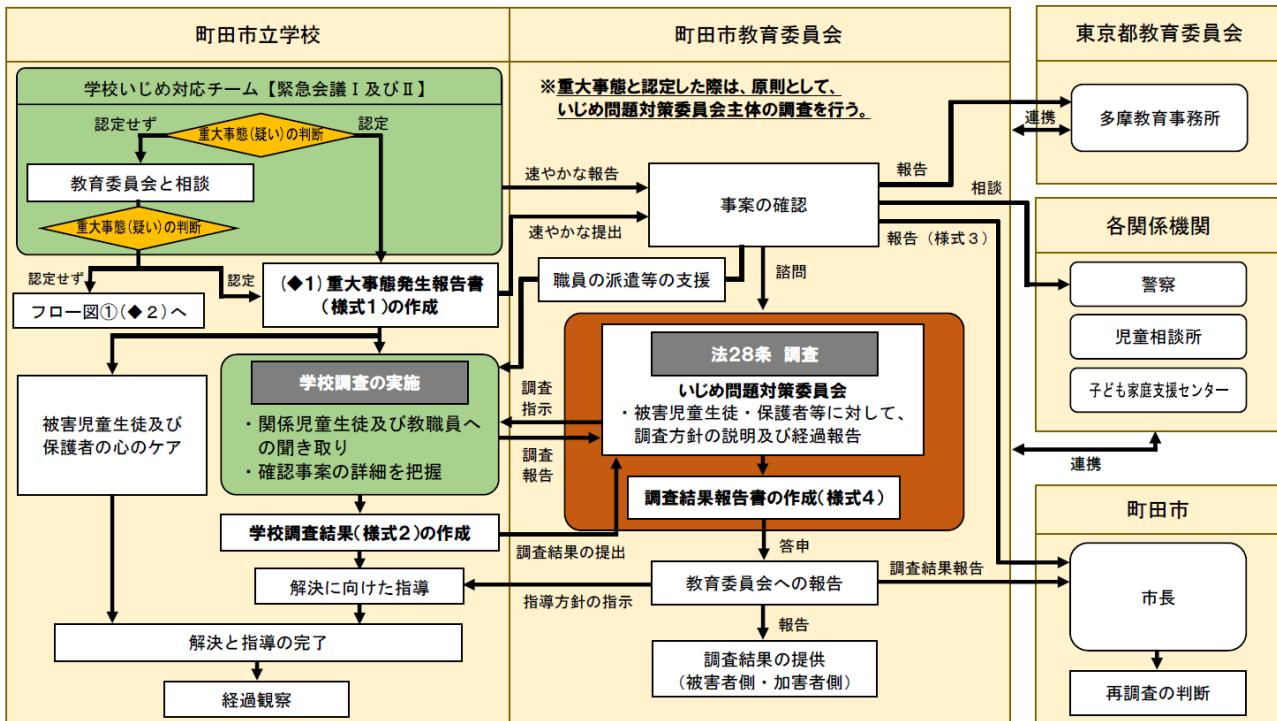
- ①いじめ対応サポートチーム（指導課）
- ②スクールソーシャルワーカー（教育センター）
- ③保護司、民生・児童委員
- ④町田警察署、南大沢警察署、八王子少年センター、八王子児童相談所
- ⑤学校サポートチーム

III いじめ対応の具体的な取組と流れ



※1 相談・通報すべき事例（令和5年2月7日付、4文科初第2121号「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」文部科学省）	
暴行 ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったりけがつたりする。無理やりリストンを脱がす。自殺原因 同級生に対して「死ね」と言って殴り、その同級生が自殺を決意して自殺した。（自殺を企図した場合を含む）	傷害 感情を抑え切れずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切り付けてけがをさせる。名譽棄損、侮辱 特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名を挙げて、身体的な特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工など悪口を書く。
強制わいせつ 断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。	
恐喝 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。オンラインゲームのアイテムを購入させる。	児童ボルノ提供等 同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。同級生の裸の写真・動画を友達一人に送信して提供する。同級生の裸の写真・動画を性的な好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存する。
窃盗 犯や体操服、教科書等の所持品を盗む。財布から現金を盗む。	私事的画像記録提供（リベンジボルノ） 元文際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。
器物損壊等 自転車を壊す。剣をカッターで切り裂く。	
強要 度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。	
脅迫 本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。	

フロー図② いじめ重大事態発生時の対応の流れ



IV いじめが発見されたときの対応の流れ

初期対応の流れ	取組
1 いじめの発見・認知 2 報告 (5W1Hを正確に) 「誰が」「いつ」「どこで」 「誰と」「何をした」 「どのように」	<ul style="list-style-type: none"> ○学級担任、教職員による観察 ○子ども・保護者の訴え ○「心のアンケート」 ○教育相談 ○外部からの情報 ○発見者及び認知者は、直ちに生活指導主任、該当学年主任、校長・副校長に報告
3 事実確認と情報整理及び関係保護者への連絡・説明 ※ 訴えには、 「あなたを全力で守る」 「お子さんを全力あげて守る」と伝える。	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめの態様の把握・教育委員会へ第一報 ○当該の子ども、関係者からの聞き取り <ul style="list-style-type: none"> □話しやすい人や場所等の配慮 □複数の教職員で聞き取り □情報提供者の秘密を守る ○関係保護者へ連絡・説明（家庭訪問が原則）
4 情報共有と共通理解及び校内体制の編成	<ul style="list-style-type: none"> ○会議等で情報共有（指導・援助方針の共通理解、役割分担） ○スクールカウンセラーや教育委員会、スクールソーシャルワーカー等との連携
5 子どもへの指導及び保護者との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○被害者（いじめられた子ども）へ徹底して味方になる。表面だけで判断せず支援を継続する。

	<p>○加害者（いじめた子ども）へ いじめの背景を理解し、行為について毅然と指導する。</p> <p>○観衆・傍観者（周りの子ども）へ 学級・学年等全体の問題として、教師が子どもとともに真剣に取り組む姿勢を示す。</p>
6 関係諸機関との連携及び 継続観察・状況確認	<p>○教育委員会へ経過を報告するとともに、関係諸機関との連携を図る。</p> <p>○被害者等への心のケアを優先し、関係の子ども等について、継続観察及び状況確認を行う。</p> <p>○必要に応じて、保護者会の開催など、当該学級の保護者等への説明方法を検討する。</p> <p>○事実・対応経過の記録、情報等を整理する。</p>

V 大蔵小学校「いじめ対応チーム」の構成と役割

本校では、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。「いじめ対応チーム①」では月1回の定例会を開催し、いじめの未然防止、早期対応の取組を確認する。「いじめ対応チーム②」は、いじめ発生時に臨時会を設定し、学校全体に共有し必要な対応を行う。

また、このチームを中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

【構成】

- 「いじめ対応チーム①」 校長・副校長・生活指導主任・学年主任
 「いじめ対応チーム②」 校長・副校長・主幹・生活指導主任・該当学年

【役割】

- ・心のアンケートの実施後の情報共有、確認
- ・個々のいじめやいじめの疑いの事案について、現状と対応の進捗状況を確認するとともに、今後の対応策を決定する。また、教職員間で情報共有を図る。
- ・事実確認の結果について報告を受け、当該の事案が、いじめであるか、いじめの疑いの状況であるか等について判断する。
- ・子どもに対して中心となって対応を行う学級担任等に、適切に助言をしたり相談に乗ったりする。
- ・全てのいじめの事例について、共通の様式等で記録を残し、他の教職員が確認できる方法により保管する。

VI 教員の研修計画について

全ての教職員が、「いじめ」をはじめとしたいじめ防止対策推進法の趣旨や、「学校いじめ防止基本方針」の内容等を十分に理解し、職員の対応力や校内の組織力の向上を図るために、以下の通り、教員の研修を行う。

実施月	内容
4月	いじめ防止基本方針の共通理解
8月	いじめ問題の解消に向けたロールプレイ研修
1月	いじめ問題の解消に向けたロールプレイ研修

VII いじめを未然防止、早期解決するための授業計画

いじめ問題の未然防止、早期解決につなげるために、児童・生徒に対して以下の計画でいじめに関する授業を実施する。

学年	実施月	教科	内容・単元名など
1年	6月	学活	人権について知る。
	11月	学活	インターネットの正しい使い方を知る。
	1月	道徳	ええところ
2年	6月	学活	人権を尊重することの大切さについて理解を深める。
	11月	学活	インターネットの正しい使い方を知る。
	1月	道徳	さるへいと立てふだ
3年	6月	学活	人権を尊重することの大切さについて理解を深める。
	11月	総合	インターネットやSNSの正しい使い方を知る。
	1月	道徳	なかよしだから
4年	6月	学活	人権を尊重することの大切さについて理解を深める。
	11月	総合	インターネットやSNSの正しい使い方を知る。
	1月	道徳	うめのき村の四兄弟
5年	6月	学活	人権を尊重することの大切さについて理解を深める。
	11月	総合	インターネットやSNSの正しい使い方を知る。
	1月	道徳	「ありがとう上手」に
6年	6月	学活	人権を尊重することの大切さについて理解を深める。
	11月	総合	インターネットやSNSの正しい使い方を知る。
	1月	道徳	言葉のおくりもの